



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666
鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234
FAX 0778-51-8153
E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp
<https://www.city.sabae.fukui.jp>

鯖江産ブロッコリーおいしく育ててね



も く じ

■ 農業委員会会長就任挨拶・農業委員会の仕事	2
■ 農業委員紹介	3
■ 農地中間管理事業について	4
■ 農業者年金のご紹介	5
■ 農地の適正管理	6
■ クマによる人身事故に注意	7
■ 認定農業者紹介	
■ 農地よろず相談会のお知らせ	
■ 農政カレンダー	8

ブロッコリー苗の無償配布を行いました

9月1日、市内の小学校、幼稚園、保育所(園)、こども園に、たんなん野菜生産組合より秋採りブロッコリーの苗が贈られました。鯖江市は、ブロッコリーの生産量が県内トップクラスであることから、市特産のブロッコリーの苗を食育推進と食農教育の一環として、年2回無償配布しています。

かわだ保育所では2日、子どもたち12名と先生で、配布されたブロッコリー苗の定植を行いました。苗をよく見てじっくり観察したあと、園庭の畑に植え付けし、「おいしいブロッコリーになりますように」とお祈りをしました。今後は子どもたちが交代で水やりなど世話をし、11月の収穫時期には給食の食材としておいしく食べていただきます。その生育の過程や味を通して鯖江産ブロッコリーのことをもっと知ってもらえたらと思います。

御挨拶

会長就任にあたって



鯖江市農業委員会

会長 福島 定己

去る七月三十一日に、牧野市長様をお迎えし開催された農業委員会臨時総会にて、新しい体制が誕生しました。今回、十八名の委員の方々のご就任を心からお喜び申し上げます。

今期、委員の皆様のご推薦を頂き、会長職をお受けすることとなりました。大変な重職責務であることと存じますが、誠心誠意努力いたしますので、何卒ご支援頂きますよう心からお願ひ申し上げます。

本会は法令に基づき、市農業委員会憲章に則り、農業者の期待と信頼に応えるべき活動が求められるところでありますので、農業会議の支援、県当局の指導、各市町の委員会と連携をはかりながら、農業者と話し合い、農業政策の推進、農政施策の発展に寄与し、本市農業のため貢献して参りたいと存じます。農地行政を担う委員会として活力ある農業、担い手の育成、耕作放棄地の発生抑制をし、農地の有効利用による地域活性化を築きたいと考えております。

今後とも各委員のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任の挨拶とさせていただきます。

農業委員会はこんな仕事をしています

- 1 農地法などの法令に規定された所掌事務
農地の売買、農地転用の許可
農地の貸し借りについての意見
- 2 認定農業者など地域担い手への農地の利用集積
農地中間管理事業や農業公社グリーンさばえの活用
- 3 遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消
農地パトロール、無断転用の防止など
- 4 農業への新規参入の促進
- 5 農地等の利用の最適化に関する施策について、改善意見の公表
市長への要望、など
- 6 農業・農業者に関する情報提供
法人化その他農業経営の合理化
作り手のいない農地のあっせんなど

お気軽にご相談ください (TEL 53-2234)

農業委員紹介

担当地区
片上 福島 定己
吉谷町 会長

この度、農業委員として鯖江市農業発展と振興のために認定農業者、指導農業者、土地改良理事、農協理事等の経験を十分に活かし新農業委員会法に基づき農地法、農地利用の最適化の責務に努めて生きたいと思ひます。

担当地区
市内一円 齋藤 英子
五郎丸町 職務代理者

鯖江市の農地集積は進んでいますが、その中で取り残される農地は今後増えていくのではと懸念されます。スマート農業の普及で後継者問題が解決される事を望みます。食と農は切り離すことができないし、大切なことだと思います。そして農地集積にとまぬ農村集落の維持も大きな課題になってくると思ひます。地域農業に大きくかかわってきた女性の視点を持って活動できるように頑張っていきます。

担当地区
北中山 水嶋 和夫
戸口町

優良農地の保全、維持、管理を地域の皆様と一緒に考え取り組み、農業の発展に努めていきたい。

担当地区
吉川 小棹 昇
小泉町

地域の農業が少しでも発展しますよう頑張ります。

担当地区
中河 山田 正
中野町

農業委員として、近年の農業・農村を取り巻く厳しい環境の中、土地改良区理事や地区の農家組合協議会長等の経験に加え、行政での長い経験も生かしながら、農家の方が安心して農業経営に取り組むことが出来るよう、また、優良な農地の保全と確保にも、積極的に取り組みたいと思っています。

担当地区
中河 瀬戸川 善一
舟枝町

私は農業委員として2期目を迎えていただく事になりました。1期目は農業委員としての自覚を忘れ流された数年と感じました。私も集落営農組織から、平成26年1月に農事組合法人として集落の営農を行っています。今後は農業をまじめに進める事で維持が出来たように思ひます。ここ数年後継者問題が大きな課題となっています。『農業に従事する事で安定した生活が出来る農業、地域に不耕作地を作らない』を合言葉に持続できる農業、もうかる農業を進めて行きます。農業委員としてもう一度原点に帰り、農業委員会憲章に沿った行動を進めたいと考えます。

担当地区
舟津 山本 雅雄
小黒町1丁目

鯖江市の農業発展のため、農業委員会の重点化事項である、①農地転用許可等の農地法に規定された所掌事務、②担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消などについて誠実に努めてまいります。

担当地区
新横江 窪田 匡志
横江町1丁目

私は兼業農家として農業にかかわってきました。宅地化が進んで農地への関心が薄れ、耕作放棄された土地が増えてきました。今後も宅地化が進んでいくとすると農地の活用を地域の農業者と情報を共有し、よりよい方向へ進んでいくことを目指したいと思ひます。よろしくお願ひします。

担当地区
吉川 牧野 良信
川去町

私こと、今回農業委員に推選され農業委員に選ばれました。又、鯖江市土地改良区西部の理事長の席も預かっております。農家の皆様の大事な田畑を守るため役職を果し努力したいと思ひます。農業経営者の協力をえながら判断し結論を出してゆきたいと思ひます。土地換地や資産放棄、又換地に自分の土地のように木や作物を植えているので、皆の迷惑であるため、何とかしたい、答えを出したいと考えています。

担当地区
豊 手賀 政之
上氏家町

農業を取りまく環境が非常に厳しい今日、農業従事者と行政の橋渡し役として貢献していきたい。

担当地区
河和田 澤田 半壽郎
別司町

農業生産者には、今なお厳しい自然環境の中で課題が山積みしています。国、県の農政情報を素早くキャッチして、農地と担い手を守り、耕作放棄地の発生防止や解消、農地利用の最適化に関する施策にも人力していきます。皆様のご助言を賜りますようお願いいたします。

担当地区
中河 佐々木 一弥
下河端町

農業委員としての責務を認識し、活力ある農業・担い手の育成・農地の有効利用など農地行政を担う委員会として、農業者の期待と信頼にこたえるべく農業者の皆様の声を農業政策の推進・施策の発展に反映させ鯖江市農業の活性化につなげてまいります。

担当地区
神明 北川 利榮
鳥羽1丁目

この度、農業委員に任命され、身の引き締まる思いであります。これまで集落の農家組合長や集落営農組合の役員～組合長、そして長年の農業耕作の経験を生かして、農業委員会の役割を誠実に果たしていく所存です。皆様のご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願ひ致します。

担当地区
北中山 齊藤 英人
川島町

近年農業委員会法の改正施行に伴い、農地利用の最適化推進が農業委員会の重点業務として位置づけられました。農業委員会の一員として食糧を生産する農地、農業者を守り、担い手等が安心して農業に取り組めるよう働きます。耕作放棄地の発生防止ですが、一部ですが農業委員会にも責任があると認めます。市外の方が3条で規模拡大、5条で工場誘致などの所有権移転等を注意して判断したいです。農業経営体の中で病氣や怪我等で一時期働く事の出来ないときの救済として協力しあえる互助会を立ち上げたら良いと思ひます。

担当地区
立待 河野 治和
石田上町

農業委員の就任を期に委員としての役割を認識し、農業行政に関して、諸先輩方のご指導をいただくとともに、会議、勉強会等でも農業行政等について学び、農業委員業務活動に一生懸命、取り組んでいきたいと思ひます。

担当地区
新横江 石本 義幸
下新庄町

幼少の頃より、農業に勤しむ70年。人も世も変わり、農業も変わった。米価は下がり、田畑の境の寸分の出入りにも、目くじらを立てたのが、食糧自給率の向上が囁かれる中で耕作放棄地が出る始末。この度、農地関係申請の判断をする立場になって、農地の利活用とはどのような展開が望ましいのか、農地転用の制約と経済発展の整合性とは何か、農業委員の選出方法が改定されて、その役割がどのように期待されているのか、農業・農村・農協・土地改良区などの役割体験をもとに、認識を新たにすべく研鑽、対処していきたい。

担当地区
中河 笠嶋 伊三男
上河端町

地域の農家組合と連携してこれからの転作の効率を図り作業効率を高め収益向上と耕作放棄地を有効活用できるように地主さんからの意見交換を交えながら耕作放棄地を少しでも有効利用できるようにしたいと思ひます。今後の課題として後継者育成に取り組んでいきたいです。

担当地区
立待 高島 隆則
吉江町

農業委員として今年から3年間担当することになりました。何をやるのか不安ですが、微力ですが努力していきたいと考えています。農業を取り巻く情勢は非常に厳しく、後継者問題、耕作放棄地、農転の問題など、おらが町の農地がすさんでいくように思ひます。これから少しでも地域の農業が発展していけるようにがんばりたいと思ひます。

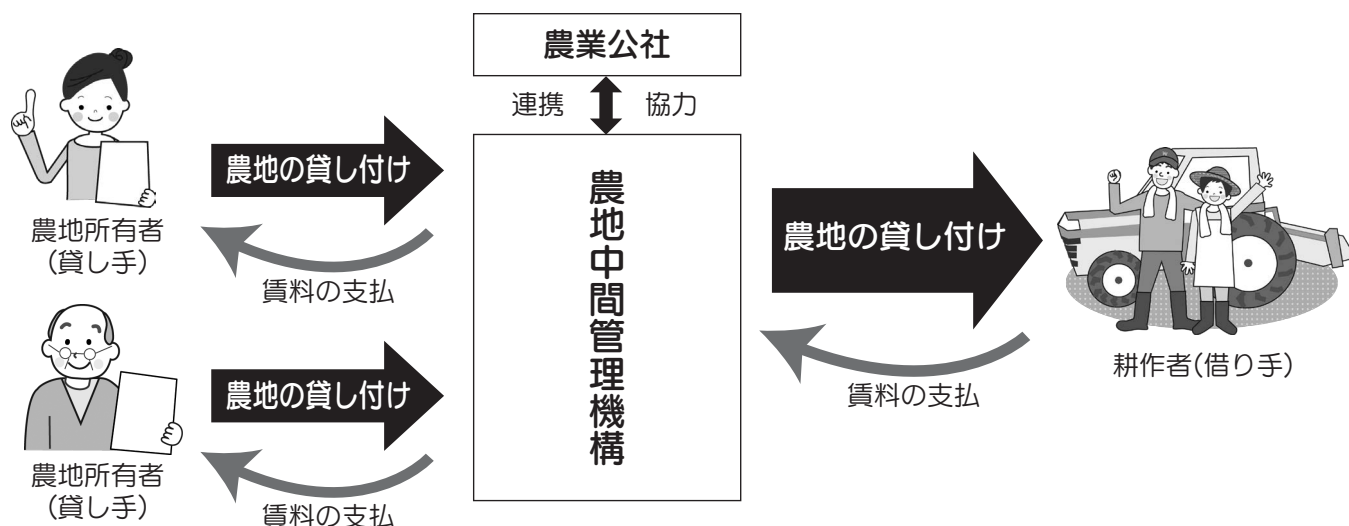
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



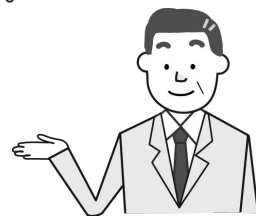
貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 賃料が確実に入り、条件を満たせば「機構集積協力金」がもらえます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内 Tel53-2234



農業者年金のご紹介

あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？

年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！

農業者年金は、農業者の老後をサポートします。

農業経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします!!

○加入できる方は？

- ・60歳未満の方
- ・国民年金の第1号被保険者の方
- ・年間60日以上農業に従事している方

○特徴は？

- ①積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ②終身年金で80歳までの保証月です。
- ③支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。



農業者年金から伝えたいこと

- ・老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確保しておくことが年金の目的です。
- ・現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。

農地を適正に管理しましょう

農地を所有する人、農地を借りて耕作する人は、適正に管理する義務があります。

適正な農地管理がされていない場合、周辺地域の防犯の妨げや病害虫の発生につながる恐れがあり、付近の人に迷惑がかかります。

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

鯖江市農業委員会では、農地転用許可案件の再確認や、遊休農地の発生防止を目的に、農地利用状況調査を実施し、農地が適正に利用されているか確認しています。

農業委員会は、調査結果をもとに所有者等に通知し、適正に管理するよう指導します。（農地法第30条第3項）



畑地転換については届出が必要です。

農用地の畑地転換（盛土）等の形質変更については、着手前に農業委員会への届出が必要です。

農地を宅地や駐車場へ転用するには許可が必要です。

農地を農地以外に転用して利用する場合は、農地法の規定により許可が必要です。許可を得るためには、所定の申請手続きが必要になります。

また申請から許可を得るまでには一定の期間が必要になりますので、着工までの日数を考えて早めに手続きしましょう。

申請地（あわせて事業を行おうとする非農地を含む）内にいわゆる赤道、青道等官地（公有地）が含まれている場合は、事前に払い下げ等の手続きが必要です。ご注意ください。

農地を相続した場合は届出が必要です。

相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町の農業委員会に届け出なければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処されます。

耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

クマによる人身事故に注意!

秋から冬にかけて、クマが冬眠の準備のためにカキ、クリなどのエサを求めて、山際や低地に頻繁に出没する可能性があります。今年の県内では、住宅内にクマが侵入する事案があったほか、鯖江市内ではクルミに誘因されたクマが住宅敷地内で目撃される事案などがありました。一歩間違えれば重大な人身事故に繋がっていた可能性があります。ヒトにもクマにも不幸な事故が起きないように以下の点に注意をしてください。

クマに遭遇しないために

- ◆山林近くの見通しの悪い場所には立ち入らない。
- ◆入山する地域のクマ出没状況を事前に確認しておく。
- ◆鈴やラジオなど音が出るものを携帯する。

クマを引き寄せないために

- ◆山際の草刈りを行い、見通しを良くする。
- ◆山林近くに野菜(残渣)を放置しない。
- ◆人家近くのカキ、クリ等は早めに収穫(撤去)する。



クマに遭遇してしまったら

- ◆とにかく落ち着き、騒がず、ゆっくり後退する。子グマの場合は近くに親グマがいる可能性があるので注意する。
- ◆攻撃が避けられないときは、地面に伏せ、両手で首の後ろをガードして頭と首を守る。

クマを目撃した場合

万が一クマを目撃した場合は、鯖江市役所までご連絡いただき、できるだけ詳しい情報をお知らせください。

クマ出没情報をメールで受け取る方法

鯖江市では丹南ケーブルテレビのライフラインメールシステムを活用し、クマ出没情報を随時配信しています。簡単に登録できますので、身の安全のためにもぜひご登録ください。

(<https://message.t-catv.co.jp/>)



過去のクマ出没情報を確認する方法

福井県が運用するツキノワグマ出没情報システムから過去の出没情報が確認できます。お出かけ予定地の出没状況の確認にご利用ください。(<https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/>)



<問合先> 鯖江市産業環境部農林政策課 (TEL:0778-53-2233)
鯖江市鳥獣害のない里づくり推進センター (TEL:0778-51-2110)
夜間・休日の場合 鯖江市役所 (TEL:0778-51-2200代)

認定農業者の紹介

令和2年5月、新たに1経営体(タキガハナファーム株式会社)が認定農業者に認定されました。

代表の瀧ケ花祥晃さんは、市内集落の農業を守っていきたいとの思いから、今年の2月に経営体の法人化に取り組みました。経営規模は、約50haで米や大麦を栽培しています。

瀧ケ花さんは、市内の認定農業者で組織する鯖江市農業発展ネットワークの副会長も務めており、意欲的に農業に従事されています。

タキガハナファーム株式会社(下野田町)

代表 瀧ケ花祥晃さん

経営形態 水稻、大麦



～農地よろず相談会～

転用・相続など農地に関するさまざまな問題についての相談会を開催します。

なお、準備の都合上、事前申込みが必要です。開催日当日の申込みはできませんので、ご了承ください。

開催日時	申込期限
10月16日(金) 午後2時～5時	10月9日(金) 午後5時
11月13日(金) 午後2時～5時	11月6日(金) 午後5時
12月15日(火) 午後2時～5時	12月8日(火) 午後5時
1月14日(木) 午後2時～5時	1月7日(木) 午後5時
2月16日(火) 午後2時～5時	2月9日(火) 午後5時
3月15日(月) 午後2時～5時	3月8日(月) 午後5時

場 所 アイアイ鯖江2階相談室

相 談 員 司法書士 孝久忠央 氏

申込方法 電話またはファックスで農業委員会事務局まで

鯖江市農業委員会事務局(農林政策課内)
TEL53-2234 FAX51-8153

農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和2年

10月 28日 第10回農業委員会総会

11月 27日 第11回農業委員会総会

12月 25日 第12回農業委員会総会

令和3年

1月 28日 第1回農業委員会総会

2月 26日 第2回農業委員会総会

3月 25日 第3回農業委員会総会

編集後記

農業委員会等に関する法律が改正され、鯖江市農業委員会も2回の改選。

前回の制度改正により、農業委員会委員の過半は認定農業者などの担い手農家であることが要件となり、18人の農業委員会委員のうち、17人が認定農業者や農業法人の役員、集落営農組織や地域の担い手農家の方々となりました。

また、従来の農地転用などの許認可事務に加えて、荒廃・遊休農地の発生防止や、農業への新規参入を促進することも農業委員会の重要な業務として位置付けられています。

鯖江市では、遊休農地の割合は極めて低くなっていますが、今後担い手農家の不足から発生することが危惧されます。

農業委員会としましても、皆様が安心して農業経営に取り組めることができ、優良な農地の保全・確保に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。